



NPO 法人 川さらい

見守りカメラ「ケロカメ」の設置 及び運用に関するガイドライン

2022年3月10日 ver1.00

見守りカメラ「ケロカメ」の設置及び運用に関するガイドライン

《 I. はじめに 》

ガイドラインの策定の経緯と目的

昨今、刑法犯認知件数が減少傾向にあるものの、令和 2 年の統計上東京都では、8 万件以上、神奈川県では、3 万 5 千件以上もの犯罪が発生しています。

そのような状況の中、地域の防犯意識の高まりにより、町会・自治会や商店会など自主的な防犯活動が積極的に行われ、地域の目が犯罪抑止の大きな助けとなっています。

しかし、人による防犯活動は時間や範囲などに限界があります。

そこで、それらを補完するものとして、防犯カメラが導入されるようになってきました。すでにダミーカメラの例すらあるように防犯カメラは設置することで犯罪を未然に防ぐ効果が期待できます。

また、防犯カメラは 24 時間稼働することができ、防犯カメラで記録された映像はそこで犯罪が起こった場合の証拠となり、犯罪捜査にも有効です。

このように防犯カメラの有用性は明らかですが、撮影された映像は特定の個人が識別できる場合、個人情報に該当し、適正に管理されないことによるプライバシーの侵害が問題になります。

このような事由もあり、多くの自治体は町ぐるみの防犯カメラの普及には、至っておりません。

防犯カメラの普及活動には、プライバシーの侵害問題と、防犯カメラの有用性及び普及率との相反する課題を解決し、設置した近隣の住民の皆様に理解と協力を得ることが必要です。

そこで NPO 法人 川さらいではこれらを踏まえたプライバシーに配慮した防犯カメラの設置及び運用方法として本ガイドラインを策定しました。

設置を検討していただく際や、設置後は運用方針確認のため、関係者様や近隣住民の皆様にはご理解とご協力をいただけるように、随時本ガイドラインを参照していただきますようお願いいたします。

《Ⅱ. 防犯カメラの設置及び運用に当たっての留意事項》

1

設置及び運用に当たっては所管自治体のガイドラインに準ずる事とする。

2

設置及び運用に当たり個別の状況に応じて随時ガイドラインを更新する事とする。

その際 NPO 法人 川さらいはガイドラインの更新について随時相談を受け付け、助言する事とする。

参考

東京都ガイドライン



神奈川県ガイドライン



個人情報の保護に関する法律

「個人情報の保護に関する法律」で主に参考となる規定としては次のものがあります。基本理念（第3条）を尊重し、個人情報の保護に取り組んでください。

第2条（定義）

第3条（基本理念）

第15条（利用目的の特定）

第16条（利用目的による制限）

第20条（安全管理措置）

第21条（従業者の監督）

第22条（委託先の監督）

第23条（第三者提供の制限）

第31条（個人情報取扱事業者による苦情の処理）



《Ⅲ. 最後に》

NPO 法人 川さらいでは所在地である町田市の障がい者の雇用に努める企業や福祉的就労に取り組んでいる市内施設に見守りカエルライト「ケロちゃん」の作成を発注し、収益の一部を市内の障がい者に還元できる取り組みをしております。

手作りですので1つ1つの「ケロちゃん」は形や表情も違いますが、個性溢れるカエルたちがみなさまの安全を照らし、見守り続けることと信じております。

この見守りカエルライト「ケロちゃん」の設置にご協力をお願いします。

また NPO 法人 川さらいでは「監視カメラ」という概念を取り払い「見守りカメラ」として、町田市内の子供や、高齢者などの保護のためにカメラの設置を行い、設置者様にも、本ガイドラインを十分にご理解と遵守をしていただき、必要に応じて研修を実施するなど適正な指導を行います。

同時にカメラ設置場所付近にお住いの方々や、その付近を通行される方々にも、信頼できる見守りカメラとしての役割を目指し、地域を見守り続ける活動をしてまいります。

ゆくゆくは個人宅にも輪を広げ、地域防犯の振興者としての役割を発揮し、安心、安全な「ケロカメ」を広めていく事を目指しております。

皆様にご理解、ご検討いただければ幸いです。

NPO 法人 川さらい 理事長 深田秀男